



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

号外第32号 令和8年6月27日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
344※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第344号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月27日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 知事指定薬物の名称等

- (1) 化学名 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン (通称 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e) 及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル } -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称 F l u e t o n i t a z e p y n e、N-p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e) 及びその塩類
- (3) 化学名 N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン (通称 5-M e O - N i P T) 及びその塩類

2 効力が失われた理由

1に掲げる知事指定薬物は、条例第2条第5号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 効力が失われた日

令和8年6月27日